

総務文教常任委員会

R 6 . 5 . 2 9 (水)

午後1時30分～

全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

教育部

○育親学園の建設について

◆令和6年度他都市先進地行政視察まとめ

(行政報告つづき、15:00頃から)

生涯学習部

○梅岩の里生誕地整備事業について

1) 建設工事について

2) 石田梅岩記念館設置条例(案)について

○(仮称)亀岡市新文化施設建設に係る調査業務の結果について

総務部

○かめおか「セーフティドライブ」チャレンジ事業について

○亀岡市防災拠点施設(〔仮称〕Car Shelter 野水)整備事業の進捗状況について

3 その他

(1) 次回の日程等について

総務文教常任委員会 資料

令和6年5月29日（水）

教 育 部

育親学園の建設について

(1) 設計概要

1. 学校名称 亀岡市立育親学園
2. 主要用途 学校（義務教育学校）
3. 所在地 京都府亀岡市本梅町中野和田山1-2
4. 設計者 株式会社アール・アイ・エー大阪支社
5. 構造・規模
校舎棟：木造・鉄筋コンクリート造 地上2階建て
延べ面積 5,524.53㎡（附属棟含む）
屋内運動場：鉄筋コンクリート造 木造 地上2階建て
延べ面積 1,189.19㎡
6. その他 構造は、木造と鉄筋コンクリート造の混構造で建設し、使用する木材は、使用総量の50パーセント以上について京都府内産木材を使用する計画

(2) 事業計画

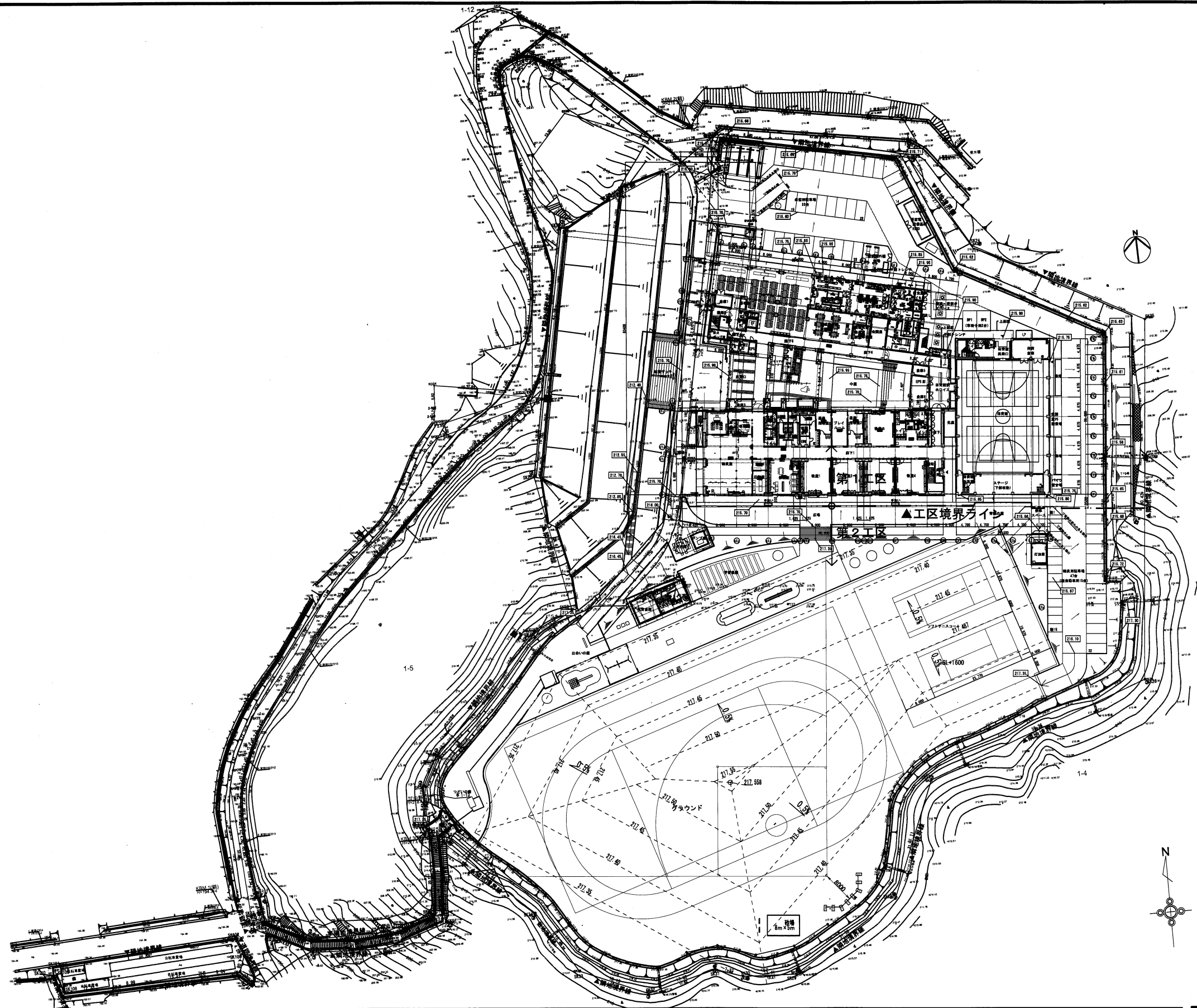
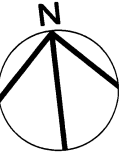
1. 新校舎建設工事
令和6年度に着手し、令和7年度末に完成予定
2. グラウンド等整備工事
令和8年度工事実施予定
既存校舎の除却工事、グラウンド整備工事など

(3) 現在の進捗状況

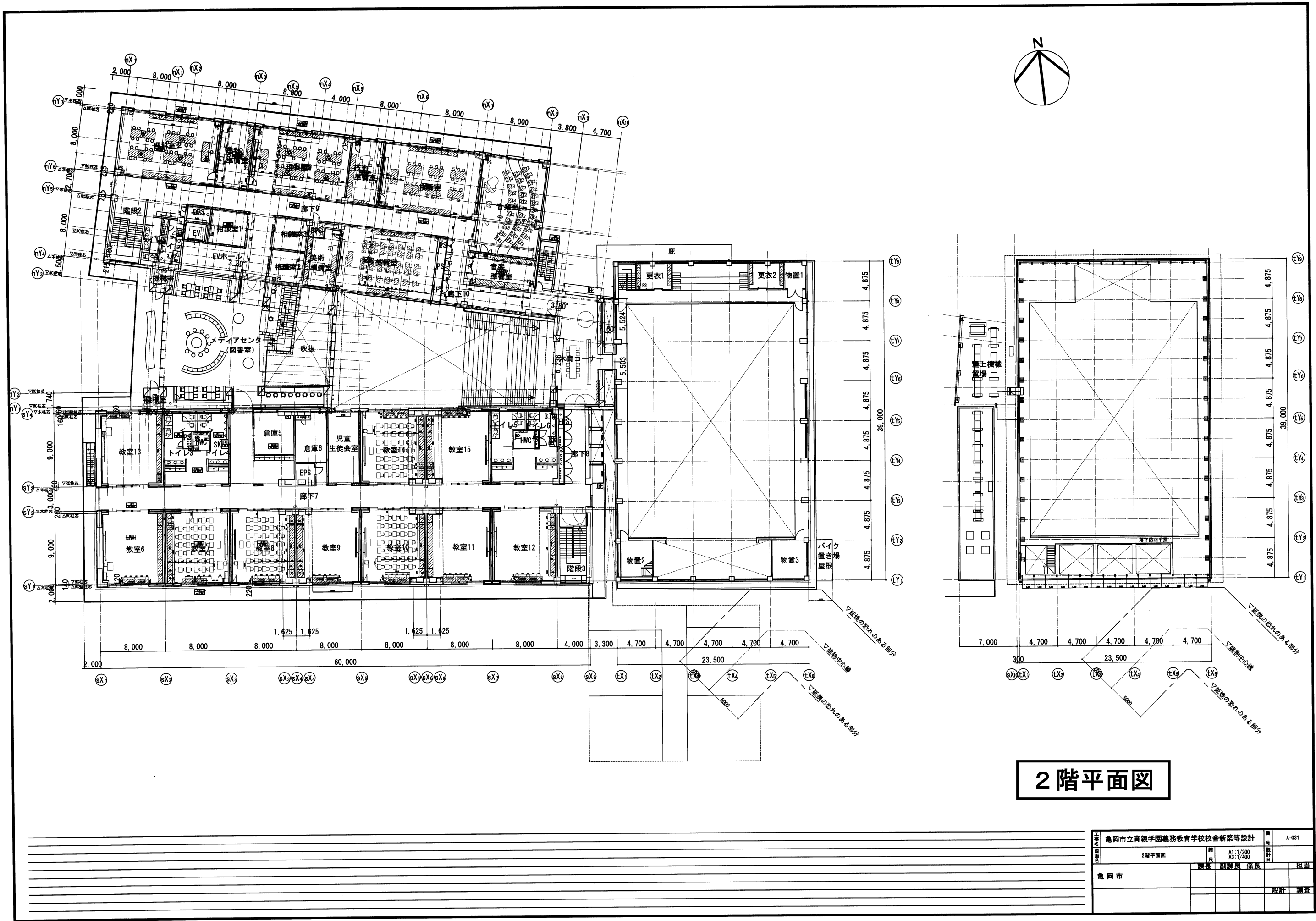
新校舎工事建設の入札執行に向けて事務を進めています。また、建設に必要な京都府内産木材を事前に確保する必要があるため、先行して育親学園新校舎建設工事木材調達業務委託契約を行っています。

(4) 主な設計内容について

- ・構造は木造と鉄筋コンクリート造の混構造
木造部分：南校舎全体・北校舎2階・体育館屋根小屋組み
※上記以外は鉄筋コンクリート造
- ・給食調理室の設置（自校式給食の実施）及びランチスペースの設置。
- ・内装木質化の実施
内装材及び家具の一部は、亀岡市内産木材を使用予定。 など



工事 名称	亀岡市立育観学園義務教育学校校舎新築等設計			番 号	L-018
図面 名称	配置図 (全体)	縮 尺	A1: 1/500 A3: 1/1000	発 注 日	
		課長	副課長	係長	担当
亀岡市					
				設計	審査



※検討中の内容により、今後の協議および詳細検討等にて変更となる可能性があります。

※パースの色味・材質などは実際と異なる場合があります。



北西からの鳥観図

※検討中の内容により、今後の協議および詳細検討等にて変更となる可能性があります。
※パースの色味・材質などは実際と異なる場合があります。



西側から見た図

※検討中の内容により、今後の協議および詳細検討等にて変更となる可能性があります。
※パースの色味・材質などは実際と異なる場合があります。



南面から見た図

令和 6 年 5 月
総務文教常任委員会

【生涯学習部】

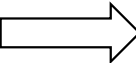
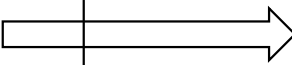
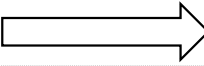
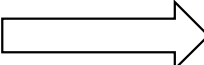
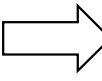
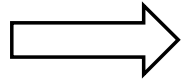
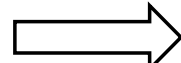
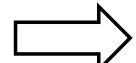
資料

[梅岩の里生誕地整備事業について]

- ・ 建設工事について
- ・ 石田梅岩記念館設置条例（案）について

[(仮称) 亀岡市新文化施設建設に係る調査業務の結果について]

梅岩の里生誕地整備事業スケジュール

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
実行委員会 設置・運営		H30.3～								
プロポーザル 及び基本計画										
基本設計										
実施設計										
運営・活用に 係る協議等										
整備工事					間伐・移植 	既存記念館の撤去 	造成工事 	建設工事 	オープン準備 	
指定管理者								指定管理者選定 に伴う手続き 	指定管理者 導入 	
歳出	事業費	0 円	7,385,730 円	9,838,757 円	13,809,193 円	947,000 円	14,192,800 円	357,543,000 円		
歳入	ふるさと納税	寄附金額	8,380,000 円	68,959,000 円	74,909,000 円	71,790,000 円	54,333,000 円	72,222,000 円	500,000 円	未定
		基金取崩額	0 円	7,385,730 円	9,838,757 円	13,809,193 円	947,000 円	14,192,800 円	想定 183,732,000 円	未定
		基金残額	8,380,000 円	69,953,270 円	135,023,513 円	193,004,320 円	246,390,320 円	304,419,520 円	想定 121,187,520 円	未定
	デジタル田園都市 国家構想交付金		-	-	-	-	-	-	173,811,000 円	-

(仮称) 梅岩の里生誕地整備工事契約概要

① 契約の目的	(仮称) 梅岩の里生誕地整備工事 (建築)
契約の方法	一般競争入札
落札金額	219,000,000円 (税抜)
落札業者名	栄・関西・丸正特定建設工事共同企業体
工事期間	議会の議決のあった翌日から令和7年2月17日まで
工事概要	建物新築工事 木造 一部鉄筋コンクリート造 延床面積 265.14 m ² 建築工事 一式 外構工事 一式
② 契約の目的	(仮称) 梅岩の里生誕地整備工事 (電気)
契約の方法	指名競争入札
工種	電気工事業
開札日	令和6年6月5日
工事期間	契約の日の翌日から令和7年2月17日まで
工事概要	幹線・動力設備、電灯設備、コンセント設備、構内情報通信網設備、 構内交換設備、呼出設備、テレビ共同受信設備、映像音響配管設備、 防犯・カメラ配管設備、自動火災報知設備、 構内配電線設備、構内通信線路設備
③ 契約の目的	(仮称) 梅岩の里生誕地整備工事 (機械)
契約の方法	指名競争入札
工種	管工事業
開札日	令和6年6月5日
工事期間	契約の日の翌日から令和7年2月17日まで
工事概要	空気調和設備、換気設備、床暖房設備、衛生器具設備、給水設備、 排水設備、給湯設備、ガス設備、井水利用設備、浄化槽設備

石田梅岩記念館設置条例（案）について

1 石田梅岩記念館設置条例(案)について

新記念館建設、指定管理者制度の活用に伴い、記念館の設置条例(案)を6月議会に上程します。

【施設概要】

施設名称 石田梅岩記念館

所在地 亀岡市東別院町東掛六田 18 番地

施設構成 講堂、里山工房、シャワー室、収蔵庫、事務室、生命庭

【観覧料】 無料

【受講料】 記念館の設置目的を達成する事業等の受講料、入場料徴収は可能

※詳細は、資料4のとおり

2 施設整備事業完了後の管理・運営等について

新記念館の管理運営については、指定管理者制度を活用する予定としていため、今後手続きを進めてまいります。

【スケジュール(予定)】

5月下旬 指定管理者募集方法の審議（選定委員会）

7月～8月 指定管理者の募集及び申請受付

10月上旬 指定管理者の審査及び候補者選定

12月上旬 12月議会に指定管理者の指定議案提出

1月 指定書の交付及び告示

3月以降 指定管理者と基本協定締結

○石田梅岩記念館設置条例(案)

令和 年 月 日
条例第 号

(設置)

第1条 亀岡市が輩出した偉人である石門心学の祖石田梅岩を顕彰するとともに、市民の生涯学習の実践活動や地域の賑わい創出に寄与するため石田梅岩記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 石田梅岩記念館

位 置 亀岡市東別院町東掛六田18番地

(開館時間及び休館日)

第3条 記念館の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定により許可を受けた場合における別表第1に掲げる施設を使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1) 火曜日及び水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌開館日）

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

(事業)

第4条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 石田梅岩の業績の顕彰に関すること。

(2) 石田梅岩に関する書籍、文献その他の資料の収集、保管及び展示に関すること。

(3) 石門心学を主とする心学等に関する普及事業及び交流事業に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置目的を達成するため必要な事業

(観覧料)

第5条 記念館に展示している書籍、文献その他の資料の観覧料は、無料とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(受講料等)

第6条 市長は、第4条第3号及び第4号に定める事業を行うときは、受講料又は入場料を徴収することができる。

2 前項の受講料及び入場料の額は、市長がその都度定める。

(使用許可)

第7条 別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の許可をする場合において、記念館の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用の目的を変更したとき。

(2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他不可抗力の事由によって記念館の使用ができなくなったとき。

(5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(入館の拒否等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(3) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等

(4) その他記念館の管理上支障があると認められる者

(使用者の管理義務)

第11条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は特に許可を受けた場合のほか、目的外に使用してはならない。

(使用料)

第13条 使用料は、別表第1に掲げる額とする。

2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合に限り後納させることができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第16条 記念館は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が記念館の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りで

ない。

（目的外使用料）

第 17 条 目的外使用の許可を受けて記念館の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

（目的外使用料の減免）

第 18 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

（保証金）

第 19 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

（特別の設備の制限）

第 20 条 記念館を使用するために特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者又は目的外使用者（以下「使用者等」という。）の負担とする。

（原状回復義務）

第 21 条 使用者等は、記念館の使用を終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者等から徴収する。

（損害賠償の義務）

第 22 条 使用者等は、記念館の施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅

失したときは、市長が相当と認める賠償額を賠償しなければならない。

（立入検査）

第 23 条 市長は、記念館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、検査することができる。

（市の免責）

第 24 条 使用者等において記念館の施設若しくは附帯設備等の使用又はこの条例の規定に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、一切その責めに任じないものとする。

（指定管理者による管理）

第 25 条 市長は、記念館の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年亀岡市条例第 4 号）の定めるところによる。

3 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第 3 に定めるとおりとする。

4 指定管理者が行う記念館の管理の基準は、第 3 条及び第 7 条から第 10 条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第 3 条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第 7 条から第 10 条まで、第 15 条、第 20 条、第 21 条及び第 23 条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第 26 条 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 13 条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第 13 条及び第 15 条の規定並びに別表第 1 並びに別表第 3 中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第 1 に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第13条関係)

施設・設備	区 分	単 位	金 額
講 堂	全面使用	1 時間	1, 1 0 0 円
里山工房	全面使用	1 時間	5 5 0 円
生命庭等庭園	1 平方メートル	1 時間	5 5 円
シャワー室	1 室使用	1 人 1 回	1 1 0 円
附帯設備等		1 回	附帯設備等ごとに3, 0 0 0 円を超えない範囲において市長が別に定める額

備考

- 1 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 2 使用許可時間を超過した場合は、1 時間を単位として、超えた時間分の使用料を徴収する。この場合において、超過時間に1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の3割相当額を加算する。
- 4 前2 項の規定により計算した額に1 0 円未満の端数が生じた場合は、これを

切り捨てるものとする。

5 この使用料には、冷暖房の使用料を含む。

6 キッチンカーによる営業、物販及びサービス提供で利用する場合の1台・1店舗当たりの占有面積は、原則6平方メートルとして算定する。

別表第2（第17条関係）

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の110を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあっては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、目的外使用料の額は、月割にあっては年額を12で除した額とし、日割にあっては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 4 目的外使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この目的外使用料には、附帯設備等及び冷暖房の使用料を含む。
- 7 電気、ガス及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の使用料については、市長が別に定める。

別表第3（第25条関係）

指定管理者に行わせる業務の範囲
1 第4条に掲げる事業の実施に関する業務
2 記念館の使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
3 記念館の施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）に関する業務
4 その他記念館の管理に関する業務で市長が必要と認める業務

1 新文化施設建設の背景・目的

○上位計画の位置づけ

第 5 次亀岡市総合計画には、文化芸術施策の方向性として、「文化芸術活動の機運を高め、本市の持つ特性を活かした個性ある文化の薫るまちづくりを推進する」とある。

また、「子どもファースト宣言」や「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」、「オーガニックビレッジ宣言」など人と時代に選ばれるまちづくりを目指して様々な施策に取り組んでいるところである。

○新文化施設を創る意義や目的

・市民の文化力の向上を市民生活の豊かに繋げ、よりよい地域社会の活性化に繋げる機能

・文化芸術をハブに市民の交流を生み出し、人と人の絆を強める交流拠点としての機能

・市民団体の活動の場をつくり、市で育った文化芸術活動を継承するための機能

・子どもと親にとって文化芸術を身近に感じることができる施設環境機能

○新文化施設に期待すること

・市民の芸術文化に対する関心を高めること

・時代を担う子どもたちに文化芸術活動や鑑賞を通じて豊かな感性を育むこと

・文化芸術をきっかけに人の繋がりを生み出し、繋がりを広げること

・これまでに培った本市の文化芸術を次世代に繋げ、継承すること

・上記の期待することを実現することによりまちの活性化を生み出し続けること

2 現況整理

○亀岡会館の閉館に伴うホール機能の喪失

・亀岡会館には 776 席の大ホールがあり、市民活動の場として使われること以外には、興行や式典、映画上映など市民が文化に触れることができる機能を有していた。

・2014 年に閉館後はギャラリーかめおかがその機能を担っているが、本格的な舞台演劇や音楽演奏のための機能が不足している状況である。



ギャラリーかめおか コンベンションホール



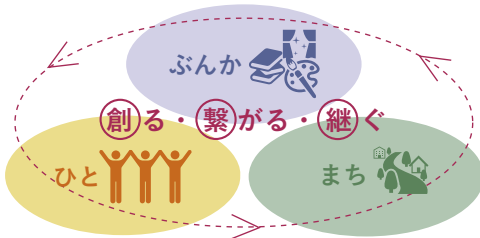
ギャラリーかめおか 響ホール

3 新文化施設の果たす役割、機能

○新文化施設の施設整備方針案のコンセプト

『ぶんか』『ひと』『まち』を、創る・繋がる・継ぐ 新文化施設

- ・芸術鑑賞、教育、発表が身近となる**文化創造**の場。
- ・文化活動を通して交流が生まれ、人と**人が繋がる**場。
- ・亀岡の文化や歴史を尊重し、次世代へと**受け継がれる**場。



4 新文化施設の建設地の選定

・建設地選定に向けた選択肢

1. ギャラリーかめおか
2. 亀岡文化会館跡地
3. 亀岡市文化資料館

・3 つの候補地にホールにおけるメリット・デメリットを検討すると、亀岡会館跡地と亀岡市文化資料館の敷地は非常に狭く、新文化施設と駐車場を新たに整備する事が難しい。一方で、ギャラリーかめおかの敷地内への建設の場合は、既存施設の機能と相互利用できることが最大の利点と言えます、比較するとギャラリーかめおかが建設地として最適と考えられる。

	ギャラリーかめおか	亀岡会館跡地	亀岡市文化資料館
敷地候補			
メリット	○ギャラリーかめおかとの連携による相乗効果で、集客力があがる。 ○ギャラリーかめおかとの連携により、楽屋等の必要諸室の兼用が可能。 ○ギャラリーかめおかの敷地内に増築とすることで、駐車場の兼用が可能。 ○ギャラリーかめおかの長期利用に向けた再整備が同時に可能。	○ギャラリーかめおかを閉館期間なく継続的に使用できる。 ○市の中心地に位置し、駅、市役所、図書館と近くなる。	○ギャラリーかめおかを閉館期間なく継続的に使用できる。 ○亀岡駅から距離が近く、アクセシビリティが高い。
デメリット	△新ホール建設時にギャラリーかめおかの営業に支障とならない配慮が必要。 △敷地内増築の場合、インフラ工事等の際は短期的に休業が必要となる。	× 必要な駐車台数が外部、隣敷地内に確保できない。 × 敷地が狭く、必要機能が積層された建築計画となる。 × ホール機能以外の活動諸室の計画が必要。	× 必要な駐車台数が外部、隣敷地内に確保できない。 × 敷地が狭く、必要機能が積層された建築計画となる。 × ホール機能以外の活動諸室の計画が必要。 × ハザードマップでは浸水が想定される土地である。

5 既存ホールの音響調査、改修計画

・ギャラリーかめおかの既存 2 ホールにおける音響調査を行い、現状の音響性能の評価と特性分析、課題の抽出を行った。（詳細は「(仮称) 亀岡新文化施設建設に係る調査設計業務改修前音響性能報告書」による。）

○音響測定結果を基にした既存ホールの改修案

・両ホール共通して、遮音性能確保のための建具改修や隣接室からの騒音対策を行い、また、経年による照明や電子音響設備の更新によって、ホール機能の充実が図られる。

・音響調査結果より、コンベンションホールは講演会等を中心とした多目的な用途に優れ、相応の改修を行うことで講演会等としての機能向上が可能である。

・音響調査結果より、響ホールは壁面や天井の吸音仕様の見直しといった相応の改修を行うことで、現状よりも音楽ホールとしての機能向上が可能である。また、新文化施設のリハーサルを行うなども可能となる。

7 施設整備方針の全体像

・新文化施設の増築場所は、国道・既存駐車場からの車のアクセスが良いこと、竣工当時より将来増築予定地となっていたこと、想定施設規模を考慮し「芝生ひろば」が候補に挙げられる。

○ギャラリーかめおかと新文化施設を併設するメリット

・ギャラリーかめおか敷地内に劇場型ホールを設置（増築）することで、エリア一体の魅力向上が期待できる。

・新文化施設の新たな機能が加わり、既存施設と連携し、新たな使い方や文化活動が盛んになることで情報発信や集客面での相乗効果が期待される。

・ギャラリーかめおかの駐車場を利用でき、アトリウム空間がホワイエ機能を果たすなど、ハード面での相互利用が可能である。

8 新文化施設のホール仕様の想定と配置計画

○新文化施設のホール仕様の検討

・ギャラリーかめおか敷地内に劇場型ホールを設置する場合、既存ホールの席数や用途設定等を客観的にみると固定席 600 ～ 700 席程度の規模が適切と考えられる。

・新文化施設での用途演目は既存 2 ホールと用途を適切に役割を分担しつつ、演劇・音楽劇・伝統芸能や、音楽・講演会等での利用が可能とする等、多目的な利用用途が考えられる。

○新文化施設の配置計画における今後の検討ポイント

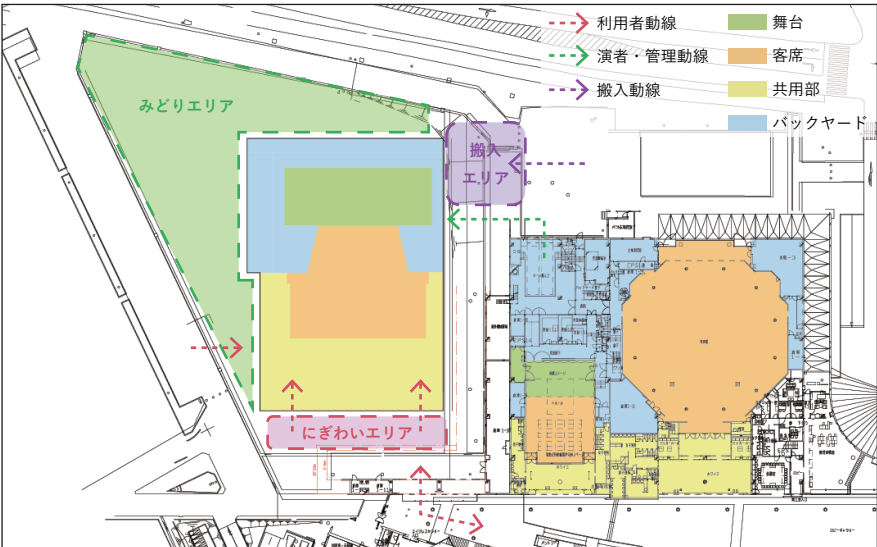
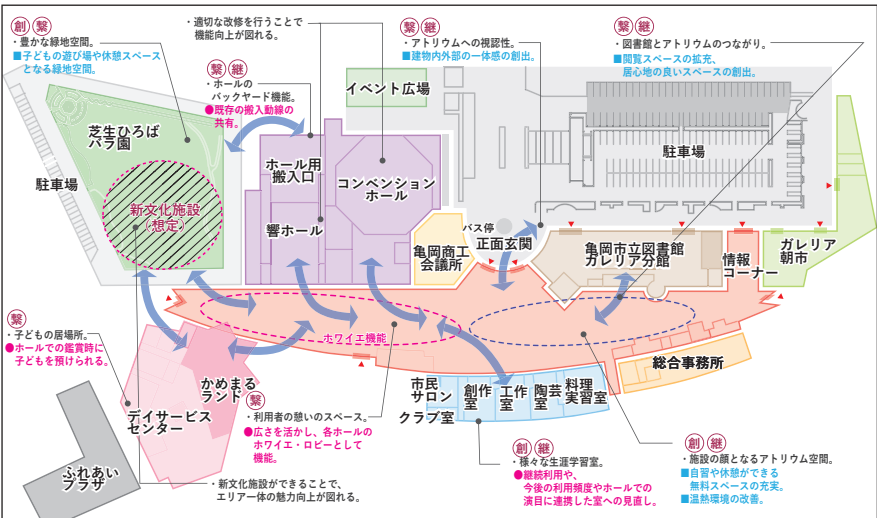
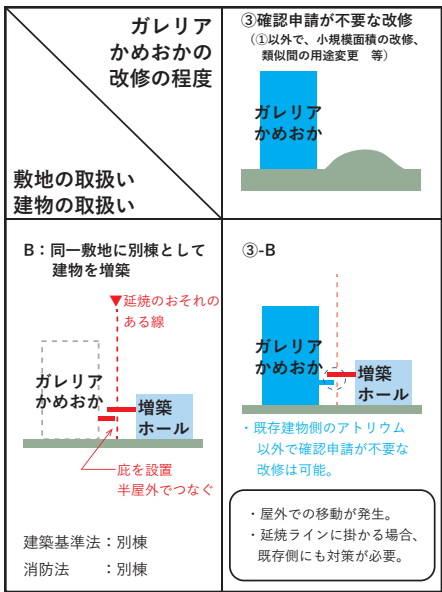
- ①動線の効率性（空間のつながり）
- ②増築予定地である芝生ひろばのみどりの範囲とにぎわいエリアの創出
- ③ギャラリーかめおかと新文化施設間の往来で可能な限り雨に濡れないこと
- ④敷地外からのギャラリーかめおかの「顔」の見え方

6 ギャラリーかめおか敷地内への建設に向けた課題

○改修・増築時の法的制約

・ギャラリーかめおかの既存建物部は 1998 年の竣工時に当時の 38 条認定（アトリウム部分の防火・排煙・エレベーター）の大臣認定を受けている。38 条認定の制度が 2000 年の建築基準法改正により廃止されたため、現行法では既存不適格建築物として取扱われる。

・既存ホールの改修計画、新文化施設の計画を行いながら、ギャラリーかめおかの既存不適格部への改修対応や申請を行わない方法として、③-B（ギャラリーかめおか：申請不要となる改修、新文化施設：別棟）とする場合が最も時間・工費的に効果的であり適切であると考えられる。



令和6年5月29日

総務文教常任委員会

【 提 出 資 料 】

総務部

総務文教常任委員会 提出資料

(1) かめおか「セーフティドライブ」チャレンジ事業

・・・2ページ

(2) 亀岡市防災拠点施設（[仮称] Car Shelter 野水）整備事業の

進捗状況について・・・3ページ

かめおか「セーフティドライブ」チャレンジ事業

1 目 的

安全安心なまちづくりを推進するセーフコミュニティの取組の一環として、交通事故から市民一人ひとりの大切な命を守るため、テレマティクスという新しい技術を活用した市民参加型の安全運転体験を開催します。

走行データを収集できる電子タグを車に搭載することで、走行時の運転状況（急ブレーキ、急ハンドル、速度超過等）を診断し、運転終了後、利用者の走行データをスコア数値でフィードバックでき、参加者は、ゲーム感覚で楽しく手軽に安全運転体験ができます。

また、収集した走行データを分析して危険挙動箇所や走行軌跡を地図上にマッピングすることで、急ブレーキ多発地点等の危険箇所を把握し、このデータを利用して交通安全マップの作成が可能となります。

2 期 間 令和6年9月1日（日）から9月30日（月）まで

3 募集人数 200名（セーフティドライブプロジェクト登録者他）
個人・法人（グループ参加可）※1グループ2名～5名

4 参加条件

- ・ 亀岡市内在住または在勤の人
- ・ 普通自動車運転免許を所持し、日常的に自動車を運転している人
- ・ スマートフォンを所有している人（注）ios12、android（アンドロイド）6.0以上
- ・ チャレンジで使用する四輪車両を限定できる人（個人・法人所有不問）
- ・ 開催期間中3回以上の運転及び20km以上の走行が必要

5 申込方法 申込用紙に必要事項を記入の上、logo フォーム・ファクシミリ・郵送、または、自治防災課の窓口へ持参のいずれかで提出。

6 スケジュール

7月1日から	：参加者募集開始
8月中旬～下旬	：説明会、電子タグの取り付けやアプリの設定
9月1日～30日	：チャレンジ期間
10月上旬	：タグの取外し、アプリの削除
10月末	：参加者への報告会

7 主 催 亀岡市・セーフコミュニティかめおか交通安全対策委員会

8 協 力 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

亀岡市防災拠点施設（〔仮称〕 Car Shelter 野水） 整備事業の進捗状況について

R6.5.29 常任委員会資料
総務部自治防災課

I 令和5年度実施状況

1 用地整備工事

（1）工程の分割について

用地整備工事については、令和5年度に用地造成から舗装等の仕上げまで施工する予定であったが、翌年度施工予定の建築工事に伴う大型車両及び重機等の乗入れにより路面を毀損する可能性が高いことから、路面等仕上げ工程を後期工程として令和6年度に施工することとしたもの。

（2）施工内容（分割後）

- ア 前期（R5年度） 用地造成、電気配管敷設、上下水道管敷設、防火水槽及びマンホールトイレの敷設
- イ 後期（R6年度） 路盤調整、路面仕上げ（中央通路：アスファルト舗装
小通路：碎石舗装、駐車区画：芝生）、外灯等設備等

（3）工事請負契約

- ア 事業名 亀岡市防災拠点施設整備工事
- イ 受注者 株式会社山村建設（亀岡市南つつじヶ丘大葉台一丁目23-8）
- ウ 工期 自：令和5年12月9日 至：令和6年3月15日
- エ 契約額 59,892,800円

（4）工期延長について

農業用水路の改良に伴うコンクリート2次製品の納期遅延、天候の都合等により令和6年6月末まで工期を延長したもの。（繰越額：42,450千円）

2 建築実施設計

（1）業務内容 防災倉庫及びトイレ棟の建築設計

（2）業務委託契約

- ア 業務名 （仮称）亀岡市防災拠点施設整備事業設計業務委託
- イ 受注者 株式会社都市環境設計（大阪市浪速区恵美須西二丁目14-30）
- ウ 業務期間 自：令和5年10月29日 至：令和6年3月31日
- エ 契約額 11,990,000円

II 令和6年度実施計画

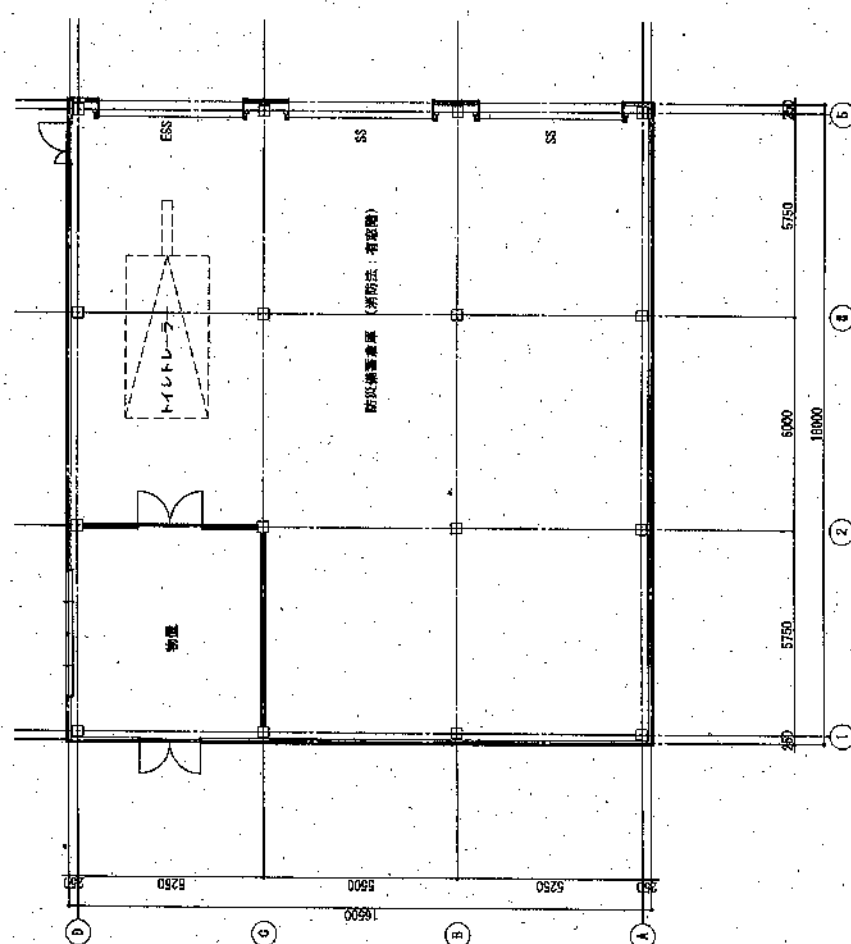
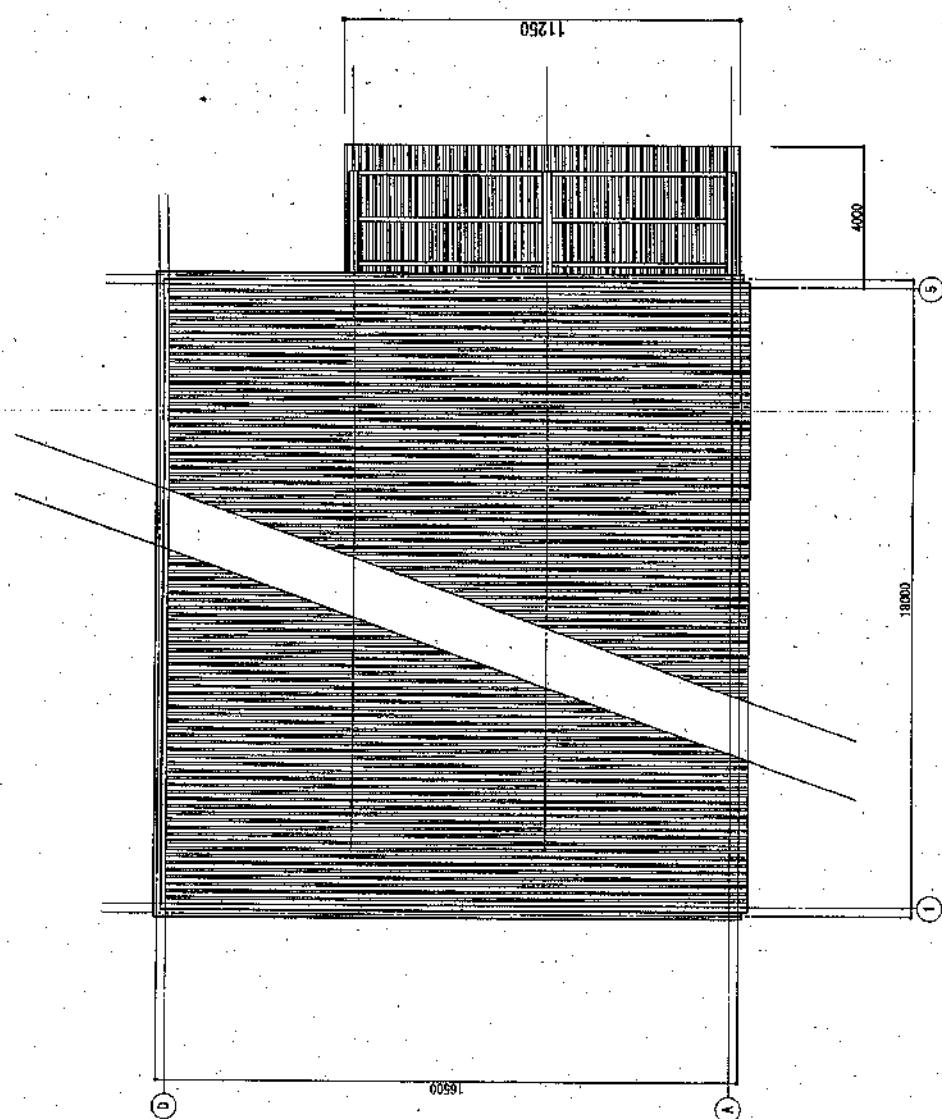
1 建築工事

- （1）施工内容 防災倉庫（約300㎡）、トイレ棟（約90㎡）の建築
- （2）予算額 160,000千円

2 用地整備工事

- （1）施工内容 路盤調整、路面仕上げ、車いす用斜路設置、外灯等設備等
- （2）予算額 78,000千円



[illegible]

